

令和 8 年度第 1 回滋賀県環境審議会廃棄物部会 会議概要

1 開催日時

令和 8 年 9 月 9 日（水） 14 時 00 分～15 時 15 分

2 開催場所

滋賀県危機管理センター 災害対策室 3・4（Web 会議形式併用による）

3 出席委員

伊藤委員（代理：山根氏）、奥委員、齋藤委員（代理：山口氏）、清水委員、樋口委員、平松委員、藤本委員、松浦委員、和田委員

※全委員 9 名：会場出席 4 名、Web 出席 5 名

4 議事概要

（1）部会長の選出

滋賀県環境審議会条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、委員の互選により、樋口委員が部会長に選出された。

（2）第六次滋賀県廃棄物処理計画の答申案について

【事務局】

- ・資料 1、資料 2－1、資料 2－2、資料 2－3、資料 2－4 に基づき説明。

【委員】

- ・資料 2－4 の 16 ページにおいて、ごみ処理量の将来予測が計算されていることは非常によいことだと思う。ごみ処理量の将来予測について人口の増加や減少がどのように考慮され、令和 12 年度の試算がされているのか。

【事務局】

- ・ごみの排出量の将来予測は、ごみの総排出量の実績値を用いて回帰分析により令和 12 年度の総排出量を算出し、これを人口推計値で割ることで、1 人 1 日当たりのごみの排出量を求めている。

【委員】

- ・ごみの排出量の 1 人当たりを示しているわけではなく、人口で割って算出しているということか。
- ・その記載は資料のどこにあるか。

【事務局】

- ・その通りである。ごみの総排出量を基に将来予測を行い、人口推計値で割って算出している。
- ・資料 2－4 の巻末資料（49 ページの 10 行目から）に記載している。

【委員】

- ・ 関連の話は記載がなく、年度とごみ処理量で出して、それを人口予測で割り込むという形か。

【事務局】

- ・ そのとおりである。

【委員】

- ・ 承知した。今のコメントはできないが、一つの方法論としては別に間違っていないと思う。

【委員】

- ・ ごみの総排出量の回帰のトレンドには人口の増減も含まれているような気がする。そこからさらに最終の1人1日当たりのごみ排出量を削減するというのは順番が逆のような気がする。
- ・ 本来であれば自治体を実施しているような施策で、1人1日当たりのごみ排出量が個人の意識向上とともに減っていき、その積み重ねで総排出量が減少するのではないか。その1人1日当たりのごみ排出量のトレンドに人口をかけて総排出量を求める方が、1人1人の削減意識がこの予測に反映されるのではないか。
- ・ 他の都道府県の計算方法と比較し、全国的にこの方法で実施しているのであれば問題ないと思うので、確認をお願いしたい。
- ・ ただ、県の施策が進んでいって、1人1日当たりのごみ排出量に大きな削減があるのであれば、この予測方法だとずれが生じる可能性があるのではないかと思う。

【委員】

- ・ 前回までの意見（サーキュラーエコノミーの目標や旧RD最終処分場の記載）を踏まえて適切に修正いただいている。
- ・ 資料2-4の第4章の計画の推進に向けた取組のところは全て箇条書きで記載されているが、この記載方法で最終版になるという認識でよいか。
- ・ この箇条書きの順番は、県が一番推し進めたい事項が最初に来ているという認識でよいか。
- ・ 例えば、39 ページ「1 サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進」の「イ 資源循環の促進」には4項目あり、最初に使用済み太陽光パネル、廃プラスチック、使用済みリチウムイオン電池等の記載があり、これらはどれも重要であるため項目の最初に来ていると思われる。
- ・ 計画の記載として、「イ 資源循環の促進」における箇条書きでは、大局的な記載をした後、具体的に一つ目の「使用済み太陽光パネル…」と続くのが一般的ではないかと思う。

【事務局】

- ・ 必ずしも優先順で箇条書きしているものではなく、基本的には新たに課題となっていることや、国の動きなどを含めてこれから取り組むべきことを最初の方に記載している。
- ・ 例えば、太陽光パネルやリチウムイオン電池、あるいは製造業と処理業の連携というのは、ここ最近の資源制約の中で、国の戦略として最重要と言われているので、県もそういった国の動きを踏ま

えて箇条書きの上の方に記載している。

- ・今いただいた御意見のとおり、大局的なところからという視点では記載できていない。

【委員】

- ・この流れでもいいと思うが、個人的には、2番目に記載されている、資源循環の推進のための動脈産業と静脈産業の連携の促進について述べた後に、1番目の内容を記載した方が、流れとしてすっ
と入ってくると感じた。記載の順序についてはまた検討いただければと思う。

【事務局】

- ・御意見のとおり、記載の順序を逆にするよう修正する。

【委員】

- ・廃棄物の排出抑制、再利用、再資源化、さらにはサーキュラーエコノミーに加え、災害廃棄物対応等について、環境学習を通じて啓発するというのを簡潔に明文化していただいた。
- ・様々な廃棄物に関する具体的な動きというのは、やはり県民1人1人がしていかななくてはいけないので、この環境学習啓発というのが非常に重要になってくる。
- ・特に災害廃棄物のことを加えてもらったが、この間に熊本の震災や全国的な水害で、復興に向けては、災害廃棄物の対応の厳しい状況が見えてきた。事前からの啓発をぜひお願いしたい。

【委員】

- ・産業廃棄物の減量に係る目標設定が、94千tから91千tに変更されている。91千tの根拠として廃棄物処理基本方針で示された目標値（最終処分量を令和4年度比約10%減）と示されているが、この基本方針はどこかに出ているのか。

【事務局】

- ・廃棄物処理法において、廃棄物処理計画は国が策定する基本方針に即して策定することが定められている。
- ・国の基本方針には、産業廃棄物の最終処分量を令和4年度比で10%削減するという目標が明記されている。

【委員】

- ・国の基本方針に対して指摘をするつもりはないが、人口や産業の在り方で一律に目標の達成ができるのか疑問。
- ・10%減を目標とする自治体があってもいいとは思いますが、他県と比較した滋賀県の実情を踏まえた上での10%減であるのか少し気になった。
- ・産業廃棄物の削減について既に取り組を進めているため、これ以上の削減は難しいところもあるのではないかと思った。

【事務局】

- ・本県の産業廃棄物の排出量は増加すると予測されており、何も対策を講じなければ最終処分量は 98 千トンに達する見込みである（資料 2－4 の 37 ページ）。
- ・これに対し、資源循環の促進等の施策により最終処分量を 91 千トンに抑制する目標を設定している。

【委員】

- ・一般廃棄物は家庭等の単位で示されるのに対し、産業廃棄物は総量で示されるため、産業の規模が大きいとそれだけ産業廃棄物も多くなる。産業が多い県では総量が増加し、産業が少ない県では総量が減少することになるが、このような地域差に対して、国の基本方針では一律に判断されているのか、不明な点がある。
- ・令和 4 年度比 10%削減という目標が全国一律に適用されることについては、国の方針であるため疑義を唱えるわけではないが、地域の産業構造の違いを踏まえた場合、この削減率が適切なのかどうかについて、知っていたら教えてほしい。

【事務局】

- ・一般廃棄物は 1 人当たりの原単位で表すことができるが、産業廃棄物は原単位で表すことが難しい。そこで、県内総生産額 1 億円当たりの産業廃棄物の排出量を算出している。総生産額当たりの排出量は、明確な減少傾向を示しているわけではないが、10 年前と比較すると減少している（資料 2－4 の 10 ページ 図 2－1－12）。

【委員】

- ・前回の部会で出た意見をしっかりと反映し、ブラッシュアップされた案になっていると思う。

（３）第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の答申案について

【事務局】

- ・資料 3－1、資料 3－2、資料 3－3、資料 3－4 に基づき説明。

【委員】

- ・前回の部会で出た意見に対しては、こちらもかなり具体的に修正改善されたように見える。

【委員】

- ・食品ロス削減の取組を実践している事業者数について、新規登録店舗数を目標として確認することに修正されている。この修正はよいと思う。
- ・一方で閉店も確認しないと、店舗の総数が把握できないのではないかとと思うが、それは問題ないか。

【事務局】

- ・閉店についても確認を行っていく。しかし、閉店した方から届出は出て来ないため、閉店に気づかず、タイムラグができてしまう。
- ・閉店の把握は引き続き行っていくが、指標としてすぐ出せる数字かつ我々が努力して目標達成が可能

な目標ということで「新規登録店舗数」を設定した。

【委員】

- ・端的に数値目標等を明確に設定していただいてすごくわかりやすくなり、非常にクリアな目標設定になったと思う。

【委員】

- ・第二次食品ロス削減推進計画については、以前は廃棄物処理計画の中に入っていたが、今回の変更では、別に策定されることになっており、廃棄物処理計画と食品ロス削減推進計画の関係性について資料2-4の2ページに書き加えられている。
- ・食品ロスについては、廃棄物処理計画に「食品ロス削減推進計画で一体的に整理する」と記載されているが、食品ロス削減推進計画への直接的な参照指示は明示されていない。この記載方法で問題ないか。

【事務局】

- ・文章上明確に記載しているわけではないが、冒頭の文章と図を見れば、二つの計画の建付けと関係性はお伝えできるのではないかと考えている。

【委員】

- ・廃棄物処理計画と食品ロス削減推進計画の概要版について、何か修正はなかったか。

【事務局】

- ・廃棄物処理計画については、従来の1ページから2ページに増やした。ページ数の増加に伴い生じたスペースには、廃棄物の排出量等のグラフを挿入し、本文に沿って取組内容等の修正も行っている。
- ・食品ロス削減推進計画についても、前回より記載しているスペースが増えており、例えば第2章の食品ロスに関する現状と課題のところには、1人当たりの食品ロス発生量がおにぎり約30個分であることと、年間の処理費用を示し、県民の方がわかりやすい表現を加えた。また、目標の達成状況を踏まえた課題についても、事業系の進捗状況がよくないことを示し、構成を変更して課題を明確にした。

【委員】

- ・とても見やすくなってアピール力も上がったのではないかと思います。

【委員】

- ・概要版で、廃棄物処理計画の方は計画の位置づけの変化のような図があるが、食品ロス削減推進計画には図はなく調和することが記載されている。
- ・食品ロス削減推進計画が廃棄物処理計画との調和を図るものであるということから、食品ロス削減推進計画においても廃棄物処理計画と同じ図を載せてもいいのではないかと思います。

【事務局】

- ・図を合わせる形で修正する。

【委員】

- ・各答申案について、食品ロス削減推進計画は、用語集のようにページ下部に難しい言葉の説明が記載されている。サーキュラーエコノミーをはじめ、いろいろな言葉が丁寧に説明されている。
- ・一方で廃棄物処理計画は同じような様式でなく、用語の説明がみられない。こちらにもサーキュラーエコノミーについての説明が必要だと思うし、動脈産業・静脈産業についてもよくわからないと思う。理解しやすいよう県民の目線で確認いただき、廃棄物処理計画案についても用語の解説を充実させてほしい。

【事務局】

- ・廃棄物処理計画においては、説明が必要な語句には※印を付し、該当段落の下に説明を記載している（例：資料2－4の5ページ）。
- ・御意見を踏まえ、再度説明が必要な語句の見直しを行う。

【委員】

- ・最初の議論にあった最終処分量の目標値についてのコメントであるが、資料2－4の10ページにおいて、県の産業廃棄物の総排出量は増加し、令和6年は4,172千tであったが、11ページの図2－1－13のとおり、4,172千tの総排出量から再生利用や減量化をきっちりと行い、最終処分量は91千tになっていることが書かれている。
- ・この数字から37ページで、将来予測で令和6年91千tから令和12年は98千tになるが、県としては令和12年を91千tに抑える最終処分量の目標値を設定していると思う。
- ・しかし、37ページの今の書き方は、今後産業経済の進展とともに産業廃棄物量は増加する見込みであるが、実績を踏まえてより一層再資源化等を増進する取組みにより最終処分量を小さくする、という意図が見えてこない。
- ・37ページの「サーキュラーエコノミーの観点から…」の文章に再資源化だけではなく再生利用や減量化という言葉も追加して、これらの循環施策によって最終処分量を91千tに抑える、と明確に記載してはいかがか。
- ・もしくは、10～11ページにある県の循環実績を具体的に示した上で、その実績に基づいて37ページの目標値91千tに至る流れを説明する。
- ・目標値を設定するに至る流れが明記されれば、産業は活性化するけれども、産業廃棄物を増やさないようにするといったところがよりクリアになるのではないかと思った。

【事務局】

- ・御意見を踏まえ、書き方を検討する。

【委員】

- ・最終処分量の目標値について、10%減という国の方針を書いてもいいと思うが、県の取組実績も踏まえ

てということを明記するのはいかがか。

- ・資料に記載しているデータも踏まえて、説明を加えていただき、最終処分量の目標値（91 千 t）に対する合理性をもう少しアピールしてほしいという意見と思うので、事務局には書き方の修正等お願いしたい。
- ・産業廃棄物の最終処分量を指標にしたというのは一番捉えやすい指標で非常に合理的というように思う。

【部会長】

- ・今回の御意見を踏まえた最終的な答申案については、事務局と部会長に御一任いただきたいと思うが異議はないか。

【委員一同】

- ・異議なし。

（４）その他

【事務局】

- ・特になし

以上